

議事日程(第4号)

平成24年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第45号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第50号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第51号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第52号 高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第53号 高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第54号 高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第46号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正について
- 日程第9 議案第47号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第56号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第57号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第58号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 発議第7号 高鍋町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第16 発議第8号 高鍋町議会会議規則の一部改正について
- 日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第18 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第19 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第45号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第50号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第51号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第52号 高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第53号 高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第54号 高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第46号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正について
- 日程第9 議案第47号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第56号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第57号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第58号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 発議第7号 高鍋町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第16 発議第8号 高鍋町議会会議規則の一部改正について
- 日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第18 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第19 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 時任 伸一君

15番 八代 輝幸君

16番 津曲 牧子君

17番 柏木 忠典君

18番 山本 隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	長町 信幸君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	井上 敏郎君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	原田 博樹君	上下水道課長	日野 祥二君
教育総務課長	三嶋 俊宏君	社会教育課長	中里 祐二君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） 10番。おはようございます。御報告を申し上げます。

昨日の一般質問終了後に、正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は20件、同意2件、諮問1件、規約の変更1件、補正予算1件、条例廃止1件につきまして、既に本会議におきまして審議を終え、残りの議案14件につきましても、各常任委員会及び特別委員会にその審査を付託され、それぞれ審査を終えたところでございます。

新たに議員提出議案2件が追加提出されております。その内容について事務局より説明を受け、慎重に審議を行いました結果、本日の日程に追加し審議を行うことで、出席委員全員意見の一致を見たところであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり2件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第45号

日程第2. 議案第50号

日程第3. 議案第51号

日程第4. 議案第52号

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本7件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 7番。おはようございます。

総務環境常任委員会に付議されました案件は、議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分についてです。

日程は、12月14日の特別委員会まとめ終了後から12月17日の2日間です。場所は第1委員会室、現地を調査いたしたところでございます。審査は、関係所管課の説明を求め、慎重に審議を行いましたので、その経緯と結果を報告します。

なお、今回は委員会の再編が行われ、消防署、警察署への表敬訪問及び島田圃場、誘致企業の場所の確認の現地調査を行いました。

まず、総務課関係では、議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について行いました。

議案第45号については、今回、22条職員としての採用をしていた保育士と看護師について嘱託職員としての雇い入れを行い、職務がスムーズに行える体制をもっていきたい、また、長年行っていない町史編さんを行う上で、22条職員では、仕事のないときの賃金を少しでも抑えたいとの意向で、編集委員の日額を設定することにしたとの説明がありました。

委員から、嘱託職員としたら雇用確保はできるのかとの問いに、22条職員対応よりはよくなると考えているとの答弁でした。

委員から、正規職員雇い入れでないと人員確保は難しいと考えるがとの質疑に、確かに

雇用形態としては正規職員が望ましいが、行財政改革などの観点から、嘱託職員で進めていきたいとの方針を定めているとの答弁でした。

次に、議案第55号中関係部分では、庁舎増改築で変更が生じたことによる繰越明許が発生したこと、80件にも上る契約関係上の問題で債務負担行為を補正したこと、ドクターヘリ関係で、県補助を受け小丸河畔運動公園に離着陸場看板設置を行い、利用者への周知を図り、利用があるときは速やかに場所の確保を図りたいとの説明がありました。

繰越明許関係で、委員より、どのように変更があるのか、また、屋外設置のスピーカーはよくなるのかとの問いに、第2棟で計画していた防災無線拠点に関して本庁舎での対応となり、耐震診断をせざるを得ず、防衛省とも新たな協議を行ってきたが、2月くらいまでに結果が出ると考えているので、計画の延長を行うところですよとのことでした。

また、屋外スピーカーについては、現在14箇所を38箇所にしていきたいと計画しているとのことでした。

委員から、現在、風向きによっては聞こえない場所や、通常でも聞こえない場所があるがとの問いに、スピーカーが現在3個しかついていないが、計画では4個とするので、ほぼ全域に対応できるものと考えているとのことでした。

また、委員より、災害があれば聞こえないというスピーカーについても、設置場所によっては、ふだんはうるさくてどうにかならないかとの苦情があるが、いざというときのために理解を求めることも必要であるとの意見も出されました。

ドクターヘリ関係では、計画図面を見せてもらい確認をしたところです。また、要点筆記中の事務局長より、小丸河畔を管理している所管課と連携し、ドクターヘリ使用時は運動公園は使用できないなどの明記を行うよう、連携したらどうかとの意見があり、担当課もそのようにしていきたいとの答弁でした。

一般管理費では、朝倉市が豪雨災害があり、町長などお見舞いに駆けつけたため、これから発生するであろう旅費について補正を行うもの、消防費関係では、幹部職員の入れかわりがあり、消耗品費が発生することによるものとの説明がありました。

政策推進課関係では、地方特例交付金が、国の政策変更となり減額すること、9月で繰越金が確定したため、公共施設等整備基金積み立てを行うことと寄附金をふるさとづくり基金へ積み立てすること、誘致企業関係で、更地で欲しいとの要望に応えるため、敷地内に存在する建物と倉庫を解体撤去する費用とのことでした。また、境界線を確定しないと外周1周1メートルが使えなくなるため、境界線確認をする費用との説明がありました。また、従前から計画していた島田圃場を県から譲り受けることについて、県のほうから年度内に解決したいとの申し出があり、予算を計上することにしたということの説明がありました。

地方バス路線維持費補助金では、4系統と通学路線確保の中尾から西小学校間の片道回送、木城湯ららまでの線については木城町が9割負担で行っているが、1割分を計上するものとの説明がありました。また、初めての委員さんもおられるため、地方バス路線に関

する資料を提出していただきました。

以上で、説明、審議とも終了し、まとめに入りました。

議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 3番。

産業建設常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は、12月14日と17日の2日間です。審査は産業建設常任委員全員、審査会場は第3委員会室。関係課長、職員の出席を求め審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について、議案第51号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第52号高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第53号高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第54号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分です。

初めに、建設管理課関係です。

議案第50号から54号までは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が改正され、国の法令で定めていた基準について、町の条例に委任されることに伴い制定するものです。

初めに、議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定

める条例の制定についてです。

町民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準を10平方メートル以上とし、これまでの整備状況を踏まえ、現在の水準を維持するため、国の基準どおり条例に規定するものであるとの説明でありました。

委員より、今までとの違いはと聞かれ、ないとの答えでした。また、都市公園の数について聞かれ、17あるとの答え。さらに、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に適している公園はと聞かれ、平成18年に制定された法で、現在はない、中央公園はトイレなど一部適合している。舞鶴公園、総合公園の長寿命化策定計画の中で検討していくとの答弁でした。

次に、議案第51号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についても、道路法の一部が改正され、町の条例に委任されるもので、同一地域内において、国道や県道と異なると混乱を生じること、安全かつ円滑な交通を確保するために、現行の基準どおり条例に規定するものであるとの説明でした。

委員より、基準に合わない道路は今後検討するのかという問いに、改良するときはこれに従うとの答えでした。

また、区分の種と級は何かと聞かれ、種は地方、都市部、高速自動車道、国道、県道などによる区分、級は車の通行量による区分である。本町が補助事業で道路をつくろうとすれば、3種の4級くらいかという説明でした。

次に、議案第52号高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定についてです。

道路法の一部が改正され、国の法令で定めていた道路標識の寸法、技術的基準について、町の条例に委任されるもので、案内標識、警戒標識、補助標識の標示板の寸法、文字の大きさが、同一地域内において国や県と異なると混乱を生じ、安全かつ円滑な交通を確保するため、現行の基準どおりにするとの説明がありました。

委員より、自転車に関する標識がないことについて聞かれ、公安委員会の管轄であるとの説明。また、地域住民からの要望による設置はできるかと聞かれ、できるが、実態はないとの答弁でした。

次に、議案第53号高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてです。いわゆるバリアフリー法の一部が改正で町の条例に委任されるもので、混乱を生じないために、同一地域内において国道や県道に準じ、現行どおりとするものであるとの説明。

委員より、本町に符合していないところはあるのかと聞かれ、ほとんど適合しているとの答えでした。また、障害者に対して、トイレなどに点字案内などはないのかと聞かれ、現在はないとの答えでした。車道から歩道に上がるところの縁石、縁石について、もっとスムーズにとの提言がありました。

議案第54号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定についてです。

国の法令で定めていた公営住宅の整備基準について、町の条例に委任されるもので、県

独自の条例のうち災害への対応を第5条として加え、制定するものであるとの説明がありました。

委員より、古い住宅の問題解消はと聞かれ、平成25年4月1日以降に着手する建物に対応するとの答え。さらに、この25年4月1日以降に建設の予定はあるのかと聞かれ、今はない、補修などで長寿命化を計画している。

また、町営住宅の耐震検査について聞かれ、まだ、行っていない、56年以前の建物に対し順次行うとの答えでした。

次に、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分です。

道路維持費として菖蒲池地区の側溝整備、道路新設費としての用地交渉、住宅管理費として持田団地A棟の浄化槽修繕費などの説明、また道路橋梁費の繰越明許費、施設管理委託などの債務負担行為補正についても説明がありました。

委員より、道路新設用地交渉の場所を聞かれ、仮称東光寺鬼ヶ久保線であるが、用地交渉事前の説明会である。また、何回予定しているかと聞かれ、まだ地権者と戸別に話しているところ、さらにいつまでかと問われ、来年3月までにはと考えているとの答えでした。

また、住宅管理費について、例年幾らくらいかと聞かれ、300万円から500万円くらいであり、築年数の経過により増加の傾向にあるとの答え。

さらに道路維持費について聞かれ、今回の側溝整備は下水道工事にあわせて同時施工するものとの答えでした。

次に、産業振興課関係です。

議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分です。

青果物価格安定対策事業負担金や花守山整備工事として、階段、手すり、排水などについての説明がありました。

委員より、青果物安定対策事業の補填率について聞かれ、16品目には県より80%、さらに10品目には国より10%の補填との説明でした。さらに、その財源の負担率について聞かれ、県と生産者が3分の1、市町村が6分の1、JAと経済連が12分の1との答弁でした。

商店街まちなみ景観形成事業について、この事業は何年くらい継続するのか、総予算はどれくらいかとの問いに、まちなみの全ての景観がなるのが理想である。通常では3年ごとの見直しであるが、要望が多ければ検討しなければならないと考えるとの答えでした。

次に、花守山の整備工事について聞かれ、植栽を行う中で排水を重要視している。遊歩道にも沿って排水を計画している。山自体に湧水が多いので、民家の安全のためにも優先的に進めたい。階段や手すりも老朽化しているので、その対策を行うとのことでした。

農業用施設災害復旧費について聞かれ、四季彩のむらの用水路ののり面の保護工法の変更に伴うものとの説明でした。この後、現地調査を花守山、四季彩のむら、中央公園で行いました。

全ての審査が終了し、1議案ごとに採決を行いました。

議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第51号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第52号高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第53号高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第54号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対し

て質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 総括質疑でも行ったところなんですけれども、花守山の大師像ですね、あれについては、どのようなお話し合いが、審査がなされたのかお伺いしたいと思います。それから、その地理的な条件、それに対してはどのようにお考えになっているのかということは、意見が出たでしょうか、出なかったでしょうか。

それと、先ほど報告があった中で、ちょっと答弁だけが漏れていたような気がしますので、これちょっと聞かせていただきたいと思うんですが。商工業振興費、まちなみ景観形成事業補助金の中で、いろんな見直しをしていく、じゃあ全体計画の予算は幾らぐらいなのかというところがあったと思うんですが、それについての答えがなかったような気がするんですね。だから、そこだけちょっと、もし回答があれば、回答をお示し願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） 委員長。

まちなみ景観の予算についてはお答えがありませんでした。件数がふえていけばふえるのかなというふうなところだと思います。

花守山計画の石像についてのお話はありました。ただ、あの石像は観光協会の持ち物であり、観光協会のほうと協議しながら進めていくということでした。

地理的なものについては、現地調査をして、遊歩道があのあたりにつくんだなということの確認して、民家が近くにあるので、そのことを優先的に先に排水を進めたいという説明がありました。

○議長（山本 隆俊） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） 11番。おはようございます。

平成24年第4回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分の1件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は、12月14日と17日の2日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査においては、17日に旧舞鶴荘、仮称ですが、高齢者多世代交流拠点施設に行っております。

それでは、初めに社会教育課であります。

教育寄附金100万円は株式会社増田工務店から石井十次先生の顕彰事業にとの趣旨によるものであり、文化財保護費の負担金補助及び交付金に、石井十次顕彰会補助金として

計上しているとの説明を受けております。

次に、保健体育総務費の負担金補助及び交付金の県外大会出場補助金についてであります。これは、交通費、宿泊費に要した経費補助するものであり、九州大会出場者は1人当たり1万円、全国大会に2万円を上限として補助するものであります。

次に、体育施設費の高鍋町スポーツセンター費の消耗品費についてであります。これは、総合体育館アリーナの照明の電球交換が3個必要になったため計上しているとの説明を受けております。

同じく、体育施設費の総合運動公園費の消耗品費についてであります。これは、屋内多目的広場に備品として2台配備しているピッチングマシンを、現在、町民等にも、使用を希望する場合貸し出しを行っており、そのため、マシンのホイールの摩耗が激しいことから、1台につき1ホイールをつけかえるものです。

委員より、ピッチングマシンの使用料及び採算はの問いに、使用料は取っていないが、多目的広場の使用頻度が高く、そちらの使用料により賄っているとの答弁でした。

次に、健康福祉課であります。

まず、老人福祉費の備品購入費についてであります。旧舞鶴荘を、仮称であります。高齢者等多世代交流拠点施設として改修工事を行うため、当該施設内に備品を備えるものであります。主な備品としては、事務室に机、椅子等、洗濯室に洗濯乾燥機、ふれあい交流室に食事用のテーブル、椅子等、調理室に冷蔵庫や電気炊飯器等、筋トレ室にステップ台、エアロバイク等、陶芸体験室にろくろ作業台等、交流室に会議用の机、椅子等、また、庭にガーデンテーブルセットを設置するものでございます。

委員より、利用度の頻度についての問いに、使い勝手のよい施設にしたいとの答弁でした。また、使用料は発生するかとの問いに、今後条例を整備し、徴収するとの答弁でした。備品の購入方法についての問いに、指名業者選定にて見積競争入札になるとの答弁でした。

同じく、老人福祉費の負担金補助及び交付金の、介護保険利用者負担金軽減対策負担金についてであります。これは、社会福祉法人等による特別養護老人ホームに入居している生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業であります。

同じく、老人福祉費の繰出金の、後期高齢者医療特別会計繰出金についてであります。これは一般事務費分の財源調整と、保険基盤安定額の確定に伴うものでございます。

次に、障害福祉費の負担金補助及び交付金の西都児湯障害認定審査会負担金についてであります。これは障害者数の増加によるもので、障害者数に応じた負担割合を計上したとの説明を受けております。

委員より、発達障害児童数がふえているが、どのように対応しているかの問いに、協議会を発足して、専門の先生や関係機関と連絡をとって、観察や研修で対応しているとの答弁でした。また、障害者自立支援の協議会の設立状況についての問いに、現在準備中であるとの答弁でした。

同じく、障害福祉費の扶助費の身体障害者補装具給付事業についてであります。これ

は、座位保持装具、下肢装具等の高額装具の支給が増加しているため、計上したとの説明を受けております。

同じく、障害福祉費の介護給付費についてであります。これは居宅介護、生活介護、共同生活介護の利用増加と、新たに同行援護、療養介護事業の利用者があり、計上したとの説明を受けております。

委員より、同行援護利用者数についての問いに、延べ人数で月11人利用しているとの答弁でした。

同じく、障害福祉費の訓練等給付費についてであります。これは、各種訓練事業の利用増及び単価改定と宿泊型自立訓練の新規利用者増と、新たに就労移行支援事業が10月から事業開始となったため、計上したとの説明を受けております。

委員より、就労移行支援事業の実態についての問いに、65歳未満の就労を希望する障害者を雇用し、支援しているとの答弁でした。

次に、介護保険事業費の負担金補助及び交付金についてであります。これは、医療法人春光会が水谷原公民館東側に建設中の地域密接型特別養護老人ホームの介護施設開設準備経費助成事業補助金で、主に施設内の備品購入に充てられるとの説明を受けております。

次に、児童福祉総務費の普通旅費についてであります。これは、わかば保育園空調設備整備に係る九州防衛局協議のため計上したとの説明を受けております。

次に、児童措置費の委託料についてであります。これは放課後児童健全育成事業費の放課後児童クラブ委託料で、放課後児童クラブ障害児受け入れ加算額が補助対象となったため、計上したとの説明を受けております。

同じく、児童措置費の償還金利子及び割引料の国庫補助金返還金についてであります。これは、平成23年度次世代育成支援事業実績に伴い、国庫補助受け入れ済み分を返還するものです。

同じく、児童措置費の償還金利子及び割引料の県補助金返還金についてであります。これは、保育対策等促進事業実績に伴い、県補助金受け入れ済み分を返還するものです。

次に、母子福祉費の扶助費についてであります。これは、ひとり親家庭医療費助成で、申請件数の増加により、計上したとの説明を受けております。

次に、児童福祉施設費の施設管理費の賃金についてであります。これは、措置園児が現在111人で、昨年の98人から13人増加と、問題を抱える園児数の増加、昨年度と比較すると17人の増があり、また、加配、1対1を必要とする園児の増加及び本年度は育児休業職員が2人おり、そのため賃金の増加となっているとの説明を受けております。

次に、健康推進事業費の償還金利子及び割引料の国庫補助金返還金についてであります。これは、がん検診推進事業費の実績が見込みより伸びなかったため、国庫補助受け入れ済み分を返還するものです。

次に、健康づくりセンター費の委託料の保健施設管理業務委託についてであります。本年度から教室利用回数を増加した教室や新規利用教室があったため、計上したとの説明

を受けております。

次に、教育総務課であります。

まず、教育振興費の指導員の賃金、訪問支援員謝礼の報償費、費用弁償の旅費についてであります。これは、問題を抱える子供たちの自立支援事業に関する県の委託事業で、例年ですと交付決定を受けて着手していましたが、学校の要望もあり、5月から事業着手したため事業費に不足が生じ、計上したとの説明を受けております。

委員より、成果が上がっているかとの問いに、学級復帰や高校にも進学するなど成果は上がっているとの答弁でありました。

次に、教育振興費の扶助費の要・準要保護生徒扶助費についてですが、これは西中学校において、準要保護認定者が当初予定人数より増加したため計上しているとの説明を受けております。

委員より、収入基準についての問いに、生活保護費基準額の1.1倍の収入が基準になっているとの答弁でありました。

以上、全ての質疑が終わり、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分について、反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、質疑を行います。

議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論を行います。

今回の提案は、職員確保のための嘱託員制度に、新たに保育士、看護師採用などについて追加されるものですが、専門分野の職員確保は大変難しいとのことでした。できれば正規職員採用が望ましいと考えますが、このところの行財政改革の中では厳しいと判断し、

賛成とします。

○議長（山本 隆俊） ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。

したがって、議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

現在、高鍋町内の公園を見て、利用されているのはグラウンドゴルフできる中央公園だけのような気がします。若い人が少なくなって、本当に利用されない公園がふえてきたような気がします。障害者の方だけではなく、子供の笑い声が聞こえる公園づくりも急がれます。障害者に優しい公園は、住民に優しい公園と考え、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第51号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第52号高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第53号高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第54号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論を行います。

この案件では、地方路線維持管理に関する問題や、子育て支援対策の放課後児童クラブ関係など、必要な予算も計上してあります。また、繰越明許に関しても必要な事務を遂行するためには、必要な措置と考えます。しかし、産業建設常任委員会の関係の中で、花守山の問題、特にこれは総括質疑でも行いましたけれども、高鍋大師はまだ耐震対策が十分でなく、観光に見えられたお客さんの安全、安心を確保する手だてが施していないと判断しています。万が一を想定する老婆心であっても、石橋をたたいて渡るのが常識だと考えます。全体計画では、浸出水対応や、大師の安全策について安全、安心ができるまで、できれば遠くで見ていただくのが賢明と考えます。したがって、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

ここで、11時05分まで休憩したいと思います。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第8. 議案第46号

日程第 9. 議案第 4 7 号

日程第 1 0. 議案第 4 8 号

日程第 1 1. 議案第 4 9 号

日程第 1 2. 議案第 5 6 号

日程第 1 3. 議案第 5 7 号

日程第 1 4. 議案第 5 8 号

○議長（山本 隆俊） 日程第 8、議案第 4 6 号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正についてから日程第 1 4、議案第 5 8 号平成 2 4 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）まで、以上 7 件を一括議題といたします。

本 7 件は特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、柏木忠典議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 平成 2 4 年第 4 回定例町議会本会議で特別委員会に審議を付託されました、議案第 4 6 号、第 4 7 号、第 4 8 号、第 4 9 号、第 5 6 号、第 5 7 号、第 5 8 号、以上 7 件の議案につきまして、特別委員会における審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

審査の日程は、1 2 月 1 3 日、1 4 日、1 5 日の 3 日間。当日は第 3 会議室に議長を除く 1 5 名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当者の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重に審議、審査を行いました。

以下、御報告を申し上げます。

まず、議案第 4 6 号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正についてでございます。

これにつきましては、9 月定例会で審議しました特別会計予算と関連がありますが、現在、受益地外で使用されている一ツ瀬川地域かんがい用水につきまして、雑用水管理事業に編入するに当たり、新たなかんがい用水における料金を設定する条項を追加、改正するものでございます。

質疑の中で、委員より利用されている方に周知が必要だ、利用者との話し合いはどうなっているのか、との質疑に担当課より、關係者に理解をいただけるよう説明に回るとの回答がありました。

以上、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 4 7 号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための關係法律の整備に関する法律の施行に伴う關係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

この案件につきましては、建設管理課、上下水道課とも関連があり、建設管理課では地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための關係法律の整備に関する法律が、平成 2 3 年度に施行されたことにより公営住宅法及び公営住宅法施行令等が改正されました。本案は、法律等の改正により、従前、政省令で定められていた公営住宅に入居するための、収入基準等については、地方公共団体が条例で定めることとなったため、条

例の一部を改正するものでございます。

上下水道課では、今回の改正は、地域主権一括法が制定されたことに伴い、上下水道課に関する条例中、下水道条例及び上水道事業給水条例の一部を改正するものであります。下水道においては、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理の基準、都市下水道の構造及び維持管理に必要な基準を、また、上水道においては、水道工事の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する基準をそれぞれ法律及び施行令により、運用を行ってましたが、地域主権一括法で法律、施行令を参酌して市町村で条例を制定することになったということで、条例制定に向けてはそれぞれの基準を検討しましたが、現在の基準で課題となる点はないため、国の基準どおりに条例化したという説明でございました。

以上、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本条例は、地域主権改革一括法等についての所要の改正が行われたため、町においても地域密着型サービスの基準を定める条例を制定するものであります。

町より、本条例を制定するに当たって、国が示した基準を上回る内容や、異なるほどの特別な実情は認められないということで、省令の基準どおり定めることと説明がありました。

委員から、参酌基準とあるが、地域事情に応じた独自の条例をつくるべきではないかとの意見もありました。

以上、慎重審議、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本条例は、地域主権改革一括法等についての所要の改正が行われたために、町においても地域密着型介護予防サービス等の基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するものであります。町より、本条例を制定するに当たって、国が示した基準を上回る内容や、異なるほどの特別な実情は認められないから省令の基準どおりに定めることと説明がありました。

以上、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,087万7,000円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ4億6,359万6,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では後期高齢者医療システム機器更改に伴う、機器設定手数料の増額、平成23年度医療給付費市町村費負担金確定返還に伴う一般会計繰出金の増額であります。歳入では平成23年度医療給付費市町村費負担金確定に伴う広域連合返還金の

増額及び財源調整のための事務費繰入金の減額でございます。

以上、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本補正は、平成25年度の浄化センターの維持管理委託等について債務負担行為の設定を行うものであります。

以上、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後になりますが、議案第58号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正は、歳出の保険給付費内で実績見込みの増額調整を行うものであります。

以上、慎重審議、審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別会計に付託されました7件の議案につきましても審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） ここでちょっとしばらく休憩したいと思います。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 大変失礼しました。

○議長（山本 隆俊） 30分まで休憩したいと思います。

午前11時18分休憩

.....
午前11時30分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

委員長。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（柏木 忠典君） 特別委員会ですね、まず、全員での構成でありましたので主なだけを申し上げたところでございますけれども、あとですね、それ以外のものを申し上げたいと、そういうふうに思っております。

まず、46号は申し上げましたけど、47号、この中では質疑が何点かありましたけれども、その質疑の内容として汚泥の処理について経費がかかっても肥料化の方法はあるのかどうかという質問がありましたけれども、これに対しては現在西都の民間処理場へ運んでいるということでございます。それから、住民は都市下水路がどこなのか分からないと、看板等の設置はできているのかということの質問がありましたけれども、看板は設置場所の問題や予算を伴うもので、お知らせ配布等で画面によって周知をするということ等がありました。

48号につきましては、委員が一番言われたようにですね、この地域でマッチした条例が必要ではないかということはあるとして、先ほど報告の中でもそれは言っております。

それと、48号の中では今回の提出条例案で高鍋町に存在しないサービスもあるかという質問に対しましては、答えとして次の介護保険計画で必要があれば整備計画にいるというお答えでございます。

それと、これは言ったと思いますが、参酌基準とあるが、地域主権と言われるのだから高鍋町の独自性の条例をつくればいいと、現状に合った提案をしてほしいという要望もありましたけれども、厚生労働省令に従って設定をしたという答えであります。

それから、49号につきましてはですね、グループホームに入所している方の、要介護度はという質問に対しまして、町内5箇所の入居者状況を説明されております。それから、この49号の中の第30条に非常災害対策とあるがという質問に対しまして、定期的な避難訓練を実施しているというお答えであります。

それから、第58号につきましては、有料老人ホームについては、利用の実態がわかりにくく、間違った請求があるのではという質問に対しまして、ケアプランのチェックを行っているというお答えでございます。

以上、重立った点を申し上げ、特別委員会という全員の構成の中でありましたので私も主なところだけを申し上げましたけれども、以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第46号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正についてこれから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第46号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この問題は、畑田土地区画整理事業内の水利用についてようやく決着を見たものです。

これまでの執行部の粘り強い対応に賛成としたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第46号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてこれから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第47号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてこれから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対の立場で討論を行います。

この案件は、地方分権一括法に関する条例整備であることは承知しております。地方分権法の深い意味は、地方独自で条例を制定し、運用を地域に即した体制にすることが目的であったと考えています。厚生省令をそのまま持ってきたのではその意味がありません。また、この中には、委員会でも申し上げましたけれども、高鍋町には存在しない施設運用にまで範囲が及んでおります。一番大切なことは地域住民が介護施設などの利用について自分たちに合った施設を選択することができること、施設事業者は利益を目的とするのではなく、雇用確保や地域に社会的貢献をする施設として運営を心がけるべきだと私は思っております。働く人が生き生きとしていればこそ、そこを利用する弱者の方は喜ばれると考えております。確かに、国は、地方分権法という名目で、地方自治体へマンパワー確保のための予算を配分せず、地方任せという点では執行部も意見の一致があるものと考えます。だからこそ、地域の職員の底力ここにありと条例制定も高鍋町に合った条例制定としていただきましたかったと考え反対とします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてこれから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第56号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第57号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第58号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 発議第7号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第15、発議第7号高鍋町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議員の趣旨の説明を求めます。10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） 発議第7号高鍋町議会委員会条例の一部改正について説明をいたします。

提出者、後藤隆夫、賛成者、青木善明、池田堯、中村末子、黒木正建、岩崎信や、の5名であります。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、提出をいたします。

提案理由を申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律がことし9月に公布され、必要な改正が行われましたので、高鍋町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が一つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことによるもので、同条に3項を加えるものであります。

可決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第7号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第7号高鍋町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 発議第8号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第16、発議第8号高鍋町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出議員の趣旨の説明を求めます。11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 発議第8号高鍋町議会会議規則の一部改正について御説明をいたします。

提出者は、青木善明、賛成者は、後藤隆夫、池田堯、中村末子、黒木正建、岩崎信や、の5名であります。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出します。

それでは提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律がことし9月に公布され、必要な改正が行われましたので、高鍋町議会会議規則の一部を改正するものであります。

改正の内容は議会運営に関する事項で、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致を行うことができるようになったことによるもので、第14章に公聴会、第15章に参考人の2章を加えるものが主なものであります。

御可決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第8号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第8号高鍋町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第17、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第18. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第18、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第19. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第19、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成24年第4回高鍋町議会定例会を閉会します。

ここで連絡をしておきますが、広報委員会のほうから各委員会ごとに集合写真を撮りたいということですので、委員会ごとに写真を撮っていただきたいと思います。

午前11時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員